

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.001

処 分 名	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
処 分 の 概 要	河川工事又は河川の維持は、本来河川管理者の権限に属する事項であるが、他の行政機関、公共団体又は私人が自らの必要に基づき、又は河川管理者に協力する立場から、河川の工事又は維持を行うことを希望し、かつ、それが河川管理上支障がなければ、これを認めるものです。
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 20 条 河川法施行令（昭和 40 年 2 月 11 日政令第 14 号）第 11 条、第 12 条
審 査 基 準	実績がなく法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

■河川法施行令

第十一条 法第二十条の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出しなければならない。

第十二条 法第二十条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.002

処 分 名	土地の占用の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地の占用の許可であり、申請者に土地を占用する権利を与える設権処分である
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 2 4 条 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 1 2 条
審 査 基 準	占用は、原則として認めない。 ただし ①公園、広場等のように一般公衆の使用を増進する場合 ②ダムを設置の場合のように一般公衆の利用は阻害されるが、河川の流水によって生ずる公利を増進するために必要な場合 ③橋を設置の場合のように河川を離れた社会経済上の必要性に基づいて河川としては甘受しなければならない場合 においては、可能な場合がある
標準処理期間	原則認めないこと、及び、申請があるときにも年度内に数回程度であり、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

■河川法施行規則

第十二条 法第二十四条の許可（水利使用又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要する工作物の新築若しくは改築に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の2）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 土地の占用に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 縮尺五万分の一の位置図
- 三 実測平面図
- 四 面積計算書及び丈量図
- 五 土地の占用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 六 その他参考となるべき事項を記載した図書

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.003

処 分 名	土石等の採取の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地における土石その他河川の産出物の採取の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 2 5 条
審 査 基 準	当該処分に先例が無く、法令の定め以上に具体化することが困難であるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.004

処 分 名	工作物の新築等の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地等における工作物の新築等に関する規定
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 26 条第 1 項 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 15 条
審 査 基 準	①治水上又は利水上支障が生じないこと ②他の工作物に悪影響を与えないこと ③河川における一般的な自由使用を妨げないこと ④河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないこと
標準処理期間	申請があるときでも年度内に数回程度であり、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

■河川法施行規則

第十五条 工作物の新築等に関する法第二十四条又は第二十六条第一項の許可（水利使用に関するもの又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第二十四条の許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の4）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 縮尺五万分の一の位置図
- 三 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
- 四 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）
- 五 工事の実施方法を記載した図書
- 六 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 七 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 八 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 九 その他参考となるべき事項を記載した図書

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.005

処 分 名	土地の掘削等の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地の形状を変更する行為等の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 27 条第 1 項 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 16 条
審 査 基 準	治水上及び利水上影響が少ないこと
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

■河川法施行規則

第十六条 法第二十七条第一項の許可（水利使用又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地以外の土地における河川の産出物の採取に関するものを除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の5）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 土地の掘さく等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 縮尺五万分の一の位置図
- 三 土地の掘さく等に係る土地の実測平面図
- 四 土地の形状を変更する行為にあつては、当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの
- 五 土地の掘さく等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
- 六 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において土地の掘さく等を行なう場合にあつては、当該土地の掘さく等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 七 土地の掘さく等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した図書

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.006

処 分 名	竹木の流送の許可等
処 分 の 概 要	竹木の流送等の禁止、制限又は許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 28 条
審 査 基 準	「舟若しくはいかだの通行の規制」と「竹木の流送の規制」を河川管理者が条例で定めた区域で、規制するものであり、春日部市では、条例で定めた区域がないため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■河川法

第二十八条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.007

処 分 名	許可工作物の完成検査
処 分 の 概 要	特殊な工作物の新築について、許可の内容どおり完成しているかを、審査するもの。
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 30 条第 1 項 河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）第17条
審 査 基 準	特殊な工作物とは、 ①高さ 15メートル以上の利水ダム ②河川管理者以外の者が特定の目的のために設けるダム、水門、護岸 ③堤防を開削して、利水事業のための水門、樋門、樋管 であり、当市の管理する河川では、申請が見込まれないものであるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

■河川法施行令

第十七条 法第三十条第一項の政令で定める工作物は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 法第四十四条第一項のダム
- 二 河川管理施設と効用を兼ねる工作物
- 三 堤防を開削して設置される工作物

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.008

処 分 名	許可工作物の完成前の使用申請
処 分 の 概 要	特殊な工作物の新築について、完成前の使用するための申請
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 30 条第 2 項 河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）第17条
審 査 基 準	特殊な工作物とは、 ①高さ 15メートル以上の利水ダム ②河川管理者以外の者が特定の目的のために設けるダム、水門、護岸 ③堤防を開削して、利水事業のための水門、樋門、樋管 であり、当市の管理する河川では、申請が見込まれないものであるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

■河川法施行令

第十七条 法第三十条第一項の政令で定める工作物は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 法第四十四条第一項のダム
- 二 河川管理施設と効用を兼ねる工作物
- 三 堤防を開削して設置される工作物

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.009

処 分 名	権限譲渡の承認
処 分 の 概 要	法第23条（流水の占用）、第24条（土地の占用）、第25条（土砂等の採取）の許可について、許可に基づく権限の譲渡に関する規定
根拠法令等・条項	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第34条第1項 河川法施行規則（昭和40年3月13日号外建設省令第7号）第22条
審 査 基 準	法第23条（流水の占用）、第24条（土地の占用）、第25条（土砂等の採取）の許可について、許可に基づく権限の譲渡に関する規定であり、当市の管理する河川では、当面申請が見込まれないものであるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成31年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎4階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第三十四条 第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

3 第二十三条の三及び第二十三条の四の規定は、第一項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

■河川法施行規則

第二十二條 法第三十四条第一項の承認の申請は、別記様式第十二による申請書の正本一部及び別表第三に掲げる部数の写しを提出して行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 譲渡に関する当事者の意思を示す書面
- 二 譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面
- 三 譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書
- 四 その他参考となるべき事項を記載した図書

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.010

処 分 名	流水の占用の許可
処 分 の 概 要	河川の流水には制限があるので、その使用を自由に放置しておけば、いたずらに混乱が生じるため、河川の流水を公権力の管理下に置き、特定の流水の使用について許可を与えるもの。
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 2 3 条 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 1 1 条
審 査 基 準	①水利使用の公益性及び実行の確実性があること ②取水予定量が河川の流況等に照らし安定的に取水可能であること ③他の河川の使用に対するその他の影響が少ないこと ④工作物の設置又はその工事による治水等への影響が小さいこと
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しない。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十三条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。

■河川法施行規則

第十一条 水利使用に関する法第二十三条の許可又は法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占有に係る水利使用に関する許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の1）による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

（イ） 治水

（ロ） 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

（ハ） 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

（ニ） 漁業

（ホ） 史跡、名勝及び天然記念物

ホ 法第四十四条第一項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

二 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.011

処 分 名	河川管理上支障のある行為の許可等
処 分 の 概 要	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 29 条
審 査 基 準	<p>一級・二級河川について、国、県が行う処分を定めた法であるため、審査基準は設定しない。</p> <p>ただし、河川法第 100 条において、準用河川が、この条文を準用する。</p> <p>【審査基準】</p> <p>河川の自由使用に関するもの以外の使用は、河川法第 23 条から第 28 条で網羅されていると考えられるが、社会の進歩により、複雑化するので、それを補完するものであり、審査基準を設けることは困難である。</p>
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.012

処 分 名	損失補償前の流水の貯留又は取水の制限
処 分 の 概 要	水利使用の許可を受けた者は、関係河川使用者との協議又は裁定に係る損失を補償した後でなければ、流水の貯留や取水を行ってはならない。
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 4 3 条第 1 項
審 査 基 準	当市の管理する河川では、当面申請が見込まれないものであるため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第四十三条 水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 水利使用の許可を受けた者が過失がなく補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

四 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.013

<p>処 分 名</p>	<p>河川保全区域の行為の許可</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>河川保全区域における土地の掘削、土地の形状の変更、工作物の新築又は改築の許可</p>
<p>根拠法令等・条項</p>	<p>河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 5 5 条第 1 項</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>当市の管理する河川において、河川保全区域の指定をした河川がないので、基準を設定しません。</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。</p>
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>最終改正：平成 31 年 4 月 1 日</p>
<p>申 請 時 期</p>	<p>随時</p>
<p>申 請 方 法</p>	<p>本庁舎 4 階河川課窓口への提出</p>
<p>備 考</p>	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.014

処 分 名	河川予定地の行為の許可
処 分 の 概 要	河川予定地における土地の掘削、土地の形状の変更、工作物の新築又は改築の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 5 7 条第 1 項
審 査 基 準	当市の管理する河川において、河川予定地を指定した河川がないので、基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.015

処 分 名	河川保全立体区域内の行為の許可
処 分 の 概 要	河川保全立体区域における土地の掘削、土地の形状の変更、工作物の新築又は改築、一定荷重以上の土砂その他物件の集積の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 5 8 条の 4 第 1 項
審 査 基 準	当市の管理する河川において、河川保全立体区域を指定した河川がないので、基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第五十八条の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築、改築又は除却
- 三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.016

処 分 名	河川予定立体区域内の行為の許可
処 分 の 概 要	河川予定立体区域における土地の掘削、土地の形状の変更、工作物の新築又は改築の許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 5 8 条の 6 第 1 項
審 査 基 準	当市の管理する河川において、河川予定立体区域を指定した河川がないので、基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設 定 年 月 日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 4 階河川課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■河川法

第五十八条の六 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築